

第 4554 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 8月23日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 一般の退職手当と特定役員退職手当がある場合

Q：来年から特定役員に退職手当を支給する場合、退職所得控除額の計算が変わりますが、一般の退職手当と重複している期間がある場合、退職手当の金額はどのように計算するのですか？

A：一般退職手当等に係る退職所得と特定役員退職手当等に係る退職所得をそれぞれ計算して、これらを合計します。

【解説】

特定の役員等の退職所得の金額は、平成24年度の税制改正で、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止され、次の算式で求めることとなりました。ただし、適用は平成25年分以後からです。

特定役員退職手当等に係る退職所得の金額
 = その年中の退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額

一般退職手当等と特定役員退職手当等とがある場合の退職所得の金額は、次①と②の金額の合計額になります。ただし、その年中の一般退職手当等の収入金額が②の一般退職所得控除額に満たない場合には、その満たない部分の金額を①の金額から控除します。

- ① 特定役員退職手当等の収入金額 - 特定役員退職所得控除額 (イ + ロ)
 - イ. 40万円 × (特定役員等勤続年数 - 重複勤続年数)
 - ロ. 20万円 × 重複勤続年数
- ② (一般退職手当等の収入金額 - 一般退職所得控除額) × 1/2

